

「バイオマス資源化センター」、「地域資源リサイクルシステム」及び「新清掃センター」の一体的見直しについて

1、経緯

平成18年度から稼働を開始し、生ごみ・豚糞尿を処理しているバイオマス資源化センターは、老朽化が著しく、毎年、点検整備費用として1億円もの予算を費やしています。

また、処理系列が、1系列しかなく、長期間停止して改修工事を行うことは不可能であり、また、敷地内に新たな施設（設備）を設けようとしても、土地の拡張は地形上困難であるため、今後、長期にわたり稼働することは非常に困難な状況にあります。

バイオマス資源化センターの代替策として、平成27年から9年間にわたり地域資源リサイクルシステム構築のため、検討が続けられてきました。

地域資源リサイクルシステムの検討に時間がかかる中で、先行して新清掃センターの整備が必要となったことから、地域資源リサイクルシステム※1の実現を前提として、焼却物から「生ごみを除く」とした新清掃センターの整備基本計画が令和4年に作成されました。

このような状況の中、本年3月25日に提出された地域資源リサイクルシステム調査報告書には、システム構築に最も有力と考えられる2つの案において、それぞれ巨額の費用を投じなければならず、実質の市負担が低い方の案でも、概算事業費56億円（実質の市負担20億円）、年間維持費1.5億円を要することが明らかになりました。

※1：日田市バイオマス資源化センターの老朽化対策と、生ごみをはじめ廃棄物由来のバイオマス資源の有効活用を継続していくため、「バイオマス資源化センター」及び「環境衛生センター」の機能を「浄化センター」に統合し、効率化するシステム（下記、図1,2）を構築するもの。

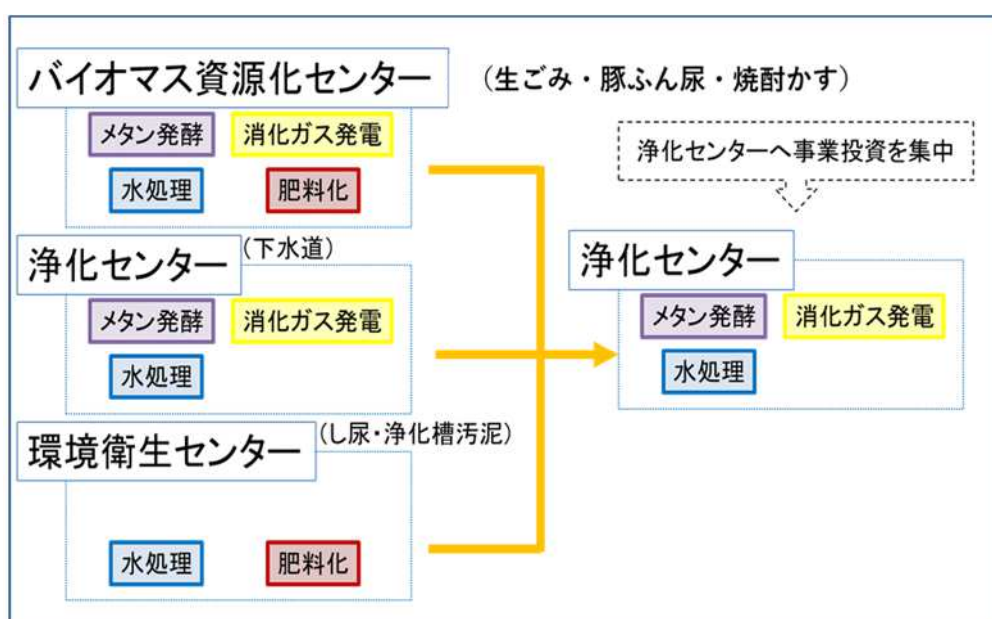


図1 日田市地域資源リサイクルシステム構想

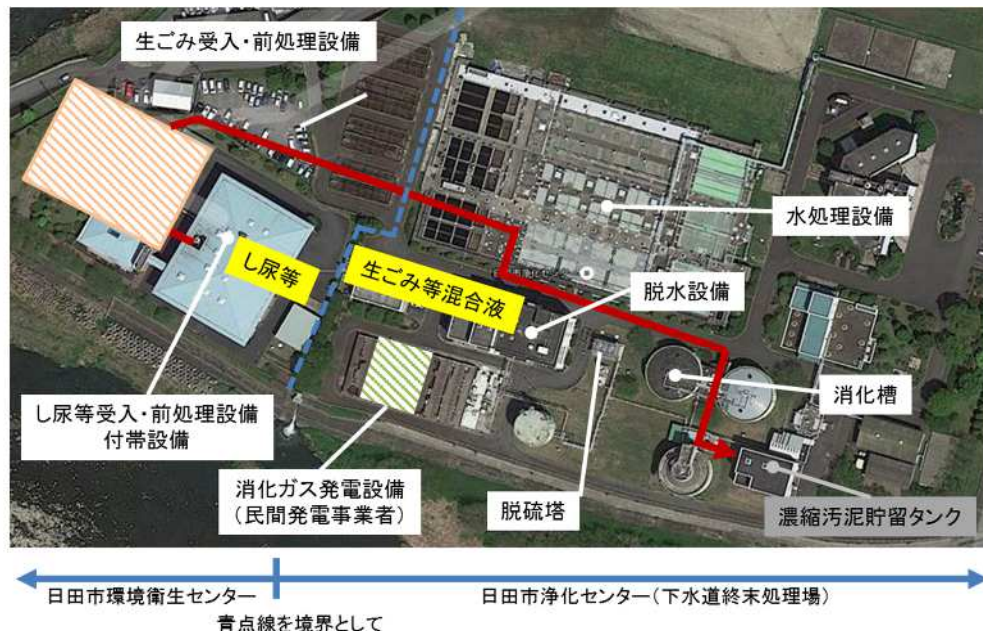


図2 受け入れ施設建設イメージ

2、地域資源リサイクルシステムの問題点

地域資源リサイクルシステムには、これまでの検討の結果、次のような問題点が明らかになりました。

- (1) 先行して整備することになった新清掃センターを整備し、さらに最終処分場の整備も必要となる中で、今後の財政運営に及ぼす影響が大きいこと
- (2) 下水処理施設に投入するための前処理で下水道処理に悪影響を及ぼすリスクを完全に除去することが困難であること（豚の毛玉、生ゴミ袋の混入、ゴミ質の変化等）
- (3) 産業廃棄物（豚糞尿、植物性残渣）に市費を投じ処理する合理的説明が困難であること
- (4) 働き方改革によりドライバー不足の中、生ゴミの分別収集を維持し続けることの問題
- (5) 高齢化が進む中で、家庭において生ゴミの分別、ゴミ出しに負担を強いていること

3、一体的見直しの方向性（案）

- (1) 「市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。」（廃掃法第6条の2）と規定されていますが、生ゴミの再資源化は、市町村の義務とはなっていない。

他市町村では、政策方針（一般廃棄物処理計画）で、生ゴミを焼却処理しているところも多くあり、限られた財源、職員体制を考えると、前述2.のような課題を抱える「地域資源リサイクルシステム」を、当初想定していた形で整備することは非常に困難です。

- (2) バイオマス資源化センターは、老朽化等に伴う維持管理費の増加を考慮すると長期の運転継続は非常に厳しいことに加え、当該施設のF I T（固定価格買取制度）が令和8年11月末に終了することから、F I T終了を目途に近年中に施設を廃止します。

(3) このため、バイオマス資源化センターで受け入れている生ごみについては、コンポスト(堆肥)化など市民の皆様による処理を支援しながら、それができない分は、分別することなく燃えるごみに含めて収集運搬し、新清掃センターで焼却します。

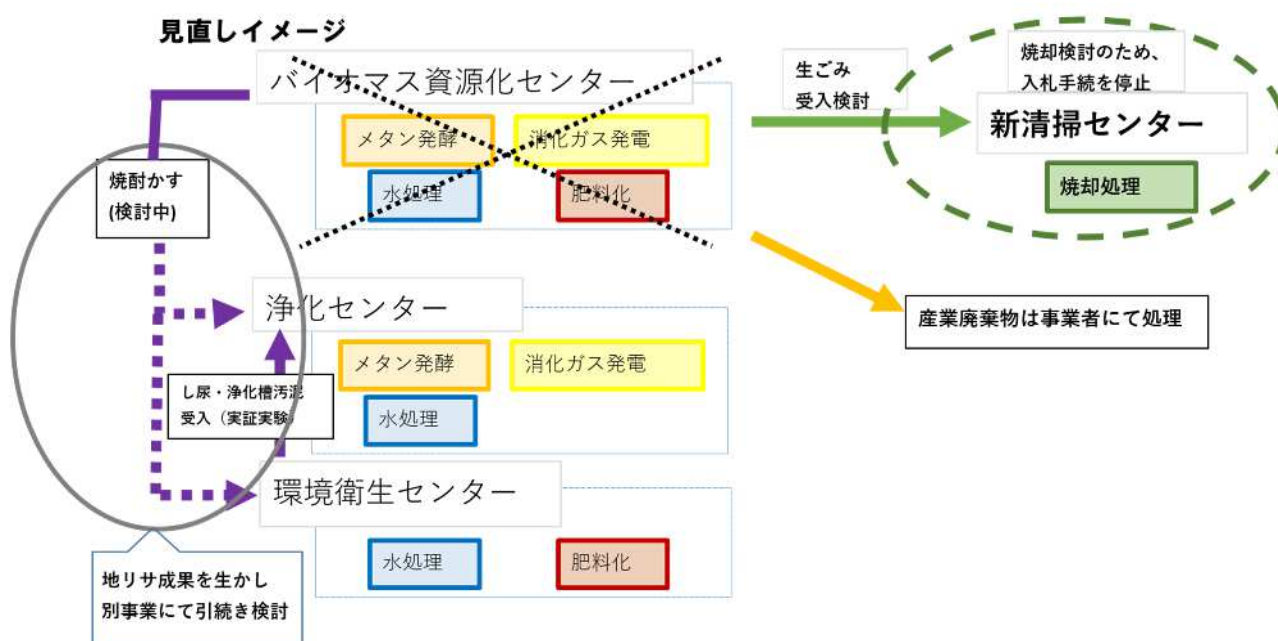
また、これにより、新清掃センターでの焼却処理物変更(生ごみの受入れ)を行うために、入札手続きは延期します。

(4) なお、バイオマス資源化センター廃止後、新清掃センター完成までの間は、生ごみのコンポスト(堆肥)化を推進しながら、それができない分は、分別することなく燃えるごみに含めて収集運搬し、現清掃センターで焼却処理を行います。

(5) これまで、地域資源として位置付け、バイオマス資源化センターで受け入れてきた産業廃棄物については、バイオマス資源化センター廃止後は、廃掃法に基づき事業者責任での処理をお願いします。

(6) なお、地域資源リサイクルシステムのこれまでの検討成果を活かし、環境衛生センター及び浄化センターにて行う、し尿・浄化槽汚泥等の投入実証実験については、下水処理に悪影響を及ぼすおそれが低いことから、水処理の効率化及び浄化センターでの発電量確保のために引き続き検討を続けます。

(7) 一体的見直しの方向性 (イメージ図)



4. 今後の対応について（案）

(1) 市民の皆様への対応について

- ① 新清掃センター建設地周辺自治会、関係団体等への説明・協議を行います。
- ② 生ごみを燃えるごみに含める分別見直しへのパブリックコメントを実施します。
- ③ 高齢化が進む中で、家庭ごみの詳細な分別、ごみステーションへの持込みを維持し続けることが困難な状況になってきていることを踏まえ、新たな対応策についての検討を行います。
- ④ 家庭での生ごみのコンポスト化を推進するための新たな補助制度を創設します。
- ⑤ バイオマス資源化センター廃止後、新清掃センターが整備されるまでの間、現清掃センターで生ごみを燃えるごみに含めて焼却処理することについての周辺住民の皆様への説明・協議を行います。

(2) 事業者の皆様への対応について

- ① バイオマス資源化センターで処理している産業廃棄物(豚糞尿、植生性残渣)については事業者処理をお願いすることから、県及び関係部署と協力し、処理方法の情報提供等の支援を行います。
- ② 「バイオマス資源化センター」及び「現・新清掃センター」への収集運搬事業者への説明・協議を行います。

(3) 日田市一般廃棄物処理基本計画と新清掃センターの整備基本計画の見直し

一般廃棄物処理基本計画の見直しを行い、市が焼却処理しなければならない一般廃棄物の中に生ごみを含めます。また、新清掃センター整備基本計画の処理対象に生ごみを含めます。